第１１号様式（第４条関係）

届　 出　 事 　項　等　 の 　異　 動 　届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　令和　　 年 　 月 日

総務大臣

　　 様

三重県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名　 （印）※

政治資金規正法第６条第１項の規定により届け出た事項

政治資金規正法第６条第２項の規定により提出した綱領等の内容

に異動があったので、政治資金規正法第７条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　異動事項

２　内　　容

(1) 新

(2) 旧

３ 異動年月日

（備考）

　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

　２　既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第２号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。

　３　法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体が法第１９条の８第２項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。

４　政治団体設立届の際に併せて提出した法第６条第２項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第１８条の２第１項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第５条第４号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

※　代表者本人が署名する場合、代表者本人が届出をし本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はその代理人が届出をし当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要であること。